施工計画（参考）

(1) 施工条件

①　工事期間中は、常に、クレーン車を据えて機材・部材の上げ下げを行うため、ダム天端道路を通行止めとする（終日）

②　墜落、落下防止対策及び雨養生として、全周に足場仮設を行うか、操作室上屋の側壁を現状のまま残し、上部の屋根部分を取外し可能な状態にする。

③　仮資材材置き場として、搬入トラックおよびクレーン車またはユニック車が出入可能な管理所近傍の空き地を借用する。

(2) 仮設設営

①　管理所近傍の空き地にユニット事務所を設営する。

②　設営は、クレーン車、または、ユニック車にて、設置する。

(3) 機材・部材搬入

①　クレーン車、ユニック車、または、人力にて、仮設資材置き場に荷下ろしを行う。

(4) 上部クラブフレーム撤去

①　既設配線、配管ルートの確認をするとともに、取外しを行う。

②　クレーン車にてフレームを吊った状態として取外しを行う

③　配線、配管の新ルートを確認し取付を行う。

(5) 機側操作盤（ペンダントスイッチ含む）更新

①　既設結線の解線作業を行う。

②　機側操作盤を取付位置より撤去し、クレーン車にて荷下ろしを行う。

③　新機側操作盤をクレーン車にて荷上げ、位置決めを行い、所定の位置に設置する。

④　線番に準じて結線、並行してぺンダントスイッチの取り付けを行う。

(6) 警報用べル更新

①　高所作業車にて既設取付位置にアクセスする。

②　解線を行った後、警報用ベルの取外しを行う。

③　取付位置を確認し、新しい警報用ベルの取付を行う。

(7) 扉体・リフティングビーム更新

①　既設の扉体・リフティングビームを取り外す。

②　新設の扉体・リフティングビームを設置する。

(8) 試運転・荷重試験（リミットスイッチ・ストライカー等設置含む）

①　ガントリークレーンを新しい走行装置により、格納位置から反対側エンド位置まで走行する。

②　リミットスイッチ・ストライカー等は、①の作業において所定の位置の確認を行って、設置する。また、併せて、扉体休止台などの付属設備を設置する。

③　巻上装置は、荷重試験を兼ねて、定格荷重（33t）の巻上げ、巻下げを行う。

④　巻上げドラム、ワイヤロープは、③作業において、動きや取付状況を確認する。

⑤　電動チェーンブロックは、格上げした荷重（1.0t）での荷重試験および走行確認を行う。

(9) 変更検査

①　所轄となる労働基準監督署および担当技官による取替部位の状況の確認を実施する。

②　巻上装置については、定格荷重での荷重試験を実施する。

(10) 機材・廃材搬出

①　クレーン車、ユニック車、または、人力にて、機材・廃材を運搬トラックに積載し、搬出する。

(11) 仮設撤去

①　クレーン車、または、ユニック車にて、ユニット事務所を運搬トラックに積載し、搬出する。